

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和3年2月8日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和3年度安芸津支所空気調和設備保守点検業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13020089
(3) 物品委託役務内容	安芸津支所において、空気調和設備の保守点検を行うもの。
(4) 納入・履行期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市安芸津支所
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全>空調ダクト清掃<日常>点検
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

東広島市空気調和設備保守点検業務共通標準事項を適用する。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和3年2月8日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和3年2月8日～ 令和3年3月2日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和3年2月8日～ 令和3年2月16日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 財務部 管財課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館6階） 電話番号 082-420-0908 /ファックス番号 082-422-6850 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和3年2月19日～ 令和3年3月2日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和3年2月26日～ 令和3年3月1日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和3年3月2日 午前10時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和3年度安芸津支所空気調和設備保守点検業務仕様書

1 業務名

令和3年度安芸津支所空気調和設備保守点検業務

2 履行場所

東広島市安芸津支所

3 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 業務対象施設の名称

東広島市安芸津支所

5 業務内容

東広島市安芸津支所における空気調和設備の保守点検

6 業務目的

空気調和設備について専門的見地から点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

7 業務仕様

- (1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市空気調和設備保守点検業務共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。
- (2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをすること。
- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び仕様交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 対象施設の種類、数量等

型式、台数、設置場所等の詳細は、別添「機器表」を参照すること。

9 業務詳細

(1) 業務内容

ア 保守点検項目

- ① 電源回路（電圧、総合電流、主開閉器）
- ② 圧縮機用電動機（運転電流、絶縁抵抗）
- ③ 室外ファン用電動機（運転電流、絶縁抵抗）
- ④ 操作回路（操作回路の絶縁、操作スイッチ、運転表示灯、サーモスタットの作動、管ヒ

ューズ、電源端子盤、クランクケースヒーター)

- ⑤ 冷媒回路（冷媒漏れ、圧力測定、HPC、LPC、凝縮器の汚れ、蒸発器の汚れ、膨張弁）
- ⑥ 運転状態（吹出し温度、吸込み温度、風量、風速、ファン、エアフィルター、各部腐食状況、各部ネジ部増し締め、異常音等確認）

イ 保守点検の範囲

- ① 保守点検作業の実施にあたっては、関係諸法令、規則に従い、また、メーカーの定める技術基準を遵守する義務を負うものとする。
- ② フロン類は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき適切に取り扱うものとする。
- ③ 保守点検作業には、増設、取替、移転、改造、撤去等は含まないものとする。ただし、軽微な部品交換等については、受注者の負担で実施するものとする。

ウ フィルター清掃

フィルターは、掃除機による掃除、または水、中性洗剤を用いて洗浄し、十分に乾燥させてから設置すること。

(2) 点検回数及び時期

年2回（冷房時：6～8月頃、暖房時：11月～翌年2月頃）。ただし、フィルター清掃については年1回とし、1回目の点検作業に併せて実施すること。

(3) 作業日時

閉庁日に実施すること。作業日時は、事前に発注者と協議したうえで決定することとし、決定後は、速やかに作業計画書及び作業従事者名簿を発注者に提出すること。

10 フロン排出抑制法による簡易点検・定期点検の該当

(フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)の規程による簡易点検・定期点検の義務付けとなる機器の有無等)

項目		当施設・当業務の状況等
対象機器の有無		該当あり
簡易点検	7.5kW未満のエアコン・冷凍冷蔵機器	4基
定期点検	7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	なし
	50kW以上のエアコン	なし
	7.5kW以上50kW未満のエアコン	9基
当業務と定期点検との関係		当契約に含む。

11 建築物環境衛生管理について

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定による建築物環境衛生管理との関係)

項目	当施設・当業務の状況等
特定建築物の該当	該当なし
建築物環境衛生管理	別契約（当業務に含まない。）
建築物環境衛生管理技術者の選任	別途あり（受注者に求めない。）

※ 発注者が別途選任した建築物環境衛生管理技術者がある場合は、当該者の監督の下で衛生的環境の確保に努めること。

12 委託料の支払い

(1) 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
令和3年4月から令和3年9月までの履行分	△△△△円	部分払
令和3年10月から令和4年3月までの履行分	◇◇◇◇円	完了払

(2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

(3) 部分払の額は、契約金額を2で除した額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完了払の額はその残額とする。

13 特記事項

(1) 故障時の緊急要請

緊急時における連絡先を明確にしておき、故障等の緊急時においては、発注者からの要請に速やかに対応するものとする。

(2) 経費負担

ア 保守点検作業に必要な水及び電気は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。

イ 保守点検作業に使用する機器、工具、消耗品（空調設備の性能を維持するために必要なベルト類等の消耗部品を含む。）は、全て受注者が持参するものとする。

ウ 受注者の責に帰すべき事由によって修繕、部品交換等が必要となった場合は、受注者の負担において対処すること。

(3) 業務の報告

受注者は、点検毎に点検結果をまとめた作業報告書を作成することとし、作業完了後は速やかに作業報告書を提出するものとする。なお、機器の不良等により取替または修繕を要する箇所が見つかった場合は、併せて書面（様式は問わない。）にて報告することとし、フロン類を使用した製品については、広島県が提供する様式を用いて機器台帳、点検・整備記録簿、簡易点検記録簿を作成のうえ、マイクロソフト社製のエクセル形式によりメールまたは書面で提供するものとする。

(4) 駐車場の利用

駐車場については、他の施設利用者に支障がない範囲で利用できるものとする。

14 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市財務部 管財課 庁舎管理係

電 話 (082) 420-0908 (直通)

F A X (082) 422-6850

